

愛媛県知事 中村 時広 殿

一般社団法人 東予理容美容専門学校

理事長 今井 保記

## 大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

## ○申請者に関する情報

大学等の名称	東予理容美容専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ <u>専門学校</u> )
大学等の所在地	愛媛県新居浜市若水町二丁目 3 番 44 号
学長又は校長の氏名	日野 優子
設置者の名称	一般社団法人 東予理容美容専門学校
設置者の主たる事務所の所在地	愛媛県新居浜市若水町二丁目 3 番 44 号
設置者の代表者の氏名	理事長 今井 保記
申請書を公表する予定のホームページアドレス	<a href="https://tbbt.or.jp">https://tbbt.or.jp</a>

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

 この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード	H138320500014	学校名	東予理容美容専門学校
設置者名	一般社団法人 東予理容美容専門学校		

I. ①直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	40,474,692円	33,799,868円	6,674,824円
申請2年度前の決算	40,138,815円	31,938,496円	8,200,319円
申請3年度前の決算	42,412,952円	33,316,392円	9,096,560円

I. ②直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	75,879,955円	0円	75,879,955円

II. 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度(申請年度)	28人	17人	60%
前年度	28人	15人	53%
前々年度	28人	21人	75%

大学・短期大学・高等専門学校で、II. 申請校の直近3年度の全ての収容定員充足率が8割未満の場合  
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度(申請年度)5月1日時点の状況について

(A)又は(B)のいずれかを記載

・申請校の直近の進学・就職率の状況(A)学校基本統計を利用する場合

	卒業者数(G)	進学者数+就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)
申請前年度の状況			#DIV/0!

・申請校の直近の進学・就職率の状況(B)学校基本統計を利用しない場合

	進学希望者+就職希望者(I)	進学者数+就職者数(J)	進学・就職率(J)/(I)
申請前年度の状況			#DIV/0!

(I. ②の補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	東予理容美容専門学校
設置者名	一般社団法人 東予理容美容専門学校

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門課程	美容科	夜・通信	900時間	160時間	
	理容科	夜・通信	900時間	160時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

実務経験のある教員等による授業科目の一覧表を常時備え付け、生徒を含め自由に一般の方が閲覧できるようにし、一般の方から問い合わせがある場合には、実務経験のある教員等による一覧表の写しを送付している。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東予理容美容専門学校
設置者名	一般社団法人 東予理容美容専門学校

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画書の作成においては、前年度の4月、11月に企業連携運営審議会において協議する。特殊技術の専門家や新居浜市の現役美容師からなる美容師大学等の代表、関係企業等と、きめ細かく授業日程や授業内容について、前年度の学校評価を生かしながら授業の方法及び内容・到達目標について協議し、生徒一人一人が確かな技術や知識を身に付けることのできるよう横断的な授業計画づくりに取り組んでいる。</p> <p>2月初めには出来上がった授業計画書をもとに、2月の末から3月にかけて細かな変更や調整を行った後、学校長が決定し、美容科、理容科ごとの授業計画書を4月1日に公表している。</p>	
授業計画書の公表方法	シラバスを事務室に常時備え付け、生徒を含め自由一般の方が閲覧できるようにし、一般の方から問い合わせがある場合には、シラバスの写しを送付している。
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>○各授業科目の学修成果の評価方法については、必須科目は6月、12月3月の定期試験で毎学期、評価する。選択科目は学年末に評価する。</p> <p>○定期試験で各教科課目60点以上の成績を取った者に、単位修得を認める。(但し、必須授業時数を満たしている者であること。)</p> <p>○成績評価の基準は「優(A)100～90、良(B)89～70、可(C)69～60、不可(D)59点以下とする。</p> <p>○定期試験では60点未満の成績については欠点とし、1回限り追試験を受けることができる。テスト範囲をレポートした後、再試験を受けるものとする。</p> <p>○生徒の出席状況を確実に把握し、教科課目ごとに欠席があった場合(例えば教科課目の3分の1(実習を伴う教科課目にあつては5分の1)以内)であっても、個別に十分な補習を行った上で履修を認定することができる。</p>	

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	東予理容美容専門学校
設置者名	一般社団法人 東予理容美容専門学校

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	財務諸表等を事務室に常時備え付け、生徒を含め自由に一般の方が閲覧できるようにし、一般の方から問い合わせがある場合には、財務諸表等の写しを送付している。
収支計算書又は損益計算書	財務諸表等を事務室に常時備え付け、生徒を含め自由に一般の方が閲覧できるようにし、一般の方から問い合わせがある場合には、財務諸表等の写しを送付している。
財産目録	—
事業報告書	財務諸表等を事務室に常時備え付け、生徒を含め自由に一般の方が閲覧できるようにし、一般の方から問い合わせがある場合には、財務諸表等の写しを送付している。
監事による監査報告（書）	財務諸表等を事務室に常時備え付け、生徒を含め自由に一般の方が閲覧できるようにし、一般の方から問い合わせがある場合には、財務諸表等の写しを送付している。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
衛生		衛生専門課程	美容科	衛生専門課程 美容科			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2010時間	500時間	80時間	900時間	120時間	410時間
	夜		2010時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
26人		17人	0人	10人	0人	10人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）必須課目、選択課目、校外実習などとの相互の関連を図り、全体として調和のとれた発展的・系統的な指導が図られるよう授業計画表を作成している。理容師養成施設及び美容師養成施設における養成課程の標準的なカリキュラムに基づき、法定時数の1.2倍の授業時数を確保し適切な教科課程を編成している。

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
19人	1人	5%
(中途退学の主な理由) 他の業界への進路変更など		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学校、本人、保護者との三者会談や個別面談の開催、適時、本人及び保護者に状況報告し、連携を図りながら個々に寄り添った指導を行っている。		

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
衛生		衛生専門課程	理容科	衛生専門課程	理容科		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2010時間	500時間	80時間	900時間	120時間	410時間
			2010時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
2人		0人	0人	10人	0人	10人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)

(概要) 必須科目、選択科目、校外実習などとの相互の関連を図り、全体として調和のとれた発展的・系統的な指導が図られるよう授業計画表を作成している。理容師養成施設及び美容師養成施設における養成課程の標準的なカリキュラムに基づき、法定時数の1.2倍の授業時数を確保し適切な教科課程を編成している。

成績評価の基準・方法

(概要)  
○GPAの代わりに、授業科目ごとの成績評価を、毎学期、点数(100点満点)に換算した上で、取得した点数の平均を求める仕組みを客観的な指標に生かしている。成績評価の基準は「優(A)100~90、良(B)89~70、可(C)69~60、不可(D)59点以下とする。  
○各学年及び個人の成績の分布状況を教職員で周知・把握し、指導の実際に生かしている。また、個人面談を通して、個々の学生に学修評価の結果を知らせ、「何ができるようになったか」「今後、重点的に取り組むべきこと」を明らかにし、成績評価を学修意欲の喚起に努めている。

卒業・進級の認定基準

(概要)  
ディプロマ・ポリシー (卒業認定に関する方針)  
本校では、以下のような能力を身に付け、かつ、所定の授業時間数を履修した生徒に卒業を認定する。

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容科	150,000 円	612,000 円	500,000 円	
理容科	150,000 円	612,000 円	500,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://tbbt.or.jp/school_evaluation/">https://tbbt.or.jp/school_evaluation/</a> (ホームページアドレス) により公表する。		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制) 年間2回、7月 (学校のビジョン・運営状況の説明・質疑応答等)、2月 (自己評価を踏まえた改善方策と次年度に向けてのビジョンについて) に、第三者評価委員会を開催する。第三者評価委員の選出区分は地域有識者2名、理美容関連企業代表者2名、保護者代表1名とし、定数は5名とする。委員の任期は4月から翌々年の3月末日までの2年間とし、理事長が任命するものとする。 第三者評価委員会の評価項目は、学校の教育理念・目的・目標、教育課程・教育の実施・学修成果、学生の受入れ・学生支援、教育実施組織・教員、教育環境、教育活動の基盤と改善・向上の取組について実施するものとする。協議内容については、3月末にホームページや定期総会資料等で公表し、協議された改善方策等は、次年度の学校のビジョンに盛り込み、経営方針の重点施策として推進していくものとする。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
美容サロン 代表	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	企業等委員
前新居浜市議会委員	令和7年3月31日 令和9年3月31日	地域の有識者
理容組合東新支部長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	地域の有識者
美容 サロン 代表	令和7年3月31日 令和9年3月31日	企業等委員
PTA代表	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	PTA
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://tbbt.or.jp/gakkohyoka/">https://tbbt.or.jp/gakkohyoka/</a> (ホームページアドレス) により公表する		
(備考)		

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H138320500014
学校名 (〇〇大学 等)	東予理容美容専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	一般社団法人 東予理容美容専門学校

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く。		—	—	—
内 訳	第Ⅰ区分	—	—	
	(うち多子世帯)	—	—	
	第Ⅱ区分	—	—	
	(うち多子世帯)	—	—	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	(うち多子世帯)	( 0人)	( 0人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	—	—	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	—	—	
	区分外 (多子世帯)	—	—	
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人 ( 0 ) 人
合計 (年間)				0人 ( 0 ) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当)	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）	
年間	人	前半期	後半期
		0人	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	1人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	2人
計	人	0人	2人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。